

平成28年第2回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第59号	専決処分の承認を求めることについて(行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)	1
議案第60号	専決処分の承認を求めることについて(三豊市税条例等の一部改正)	4
議案第61号	専決処分の承認を求めることについて(三豊市国民健康保険税条例の一部改正)	9
議案第62号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度三豊市病院事業会計補正予算(第2号))	12
議案第63号	平成28年度三豊市一般会計補正予算(第1号)	17
議案第64号	平成28年度三豊市病院事業会計補正予算(第1号)	18
議案第65号	三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について	19
議案第66号	三豊市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について	21
議案第67号	三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正について	23
議案第68号	三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	25
議案第69号	動産の買入れについて	27
議案第70号	工事請負契約の締結について	29
議案第71号	市道の路線変更について(浜北線)	30
議案第72号	市道の路線変更について(仁尾峠3号線)	34

議案第 59 号

専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

平成28年3月30日

三豊市長 横山 忠始

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 28 年三豊市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成 28 年 4 月 1 日以後に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 4 1 1 条第 2 項の規定による公示若しくは同法第 4 1 9 条第 3 項の規定による公示（同法第 4 2 0 条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第 4 1 7 条第 1 項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に、「平成 27 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成 28 年 4 月 1 日以後である審査の申出を除く。）」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

専決処分の承認を求めることについて（三豊市税条例等の一部改正）

三豊市税条例等の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月10日提出

三豊市長 横山 忠始

## 専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

平成28年3月31日

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市税条例等の一部を改正する条例

(三豊市税条例の一部改正)

第1条 三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第9項を同条第16項とし、同条第8項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第10条の2中第7項を第13項とし、第6項を第7項とし、同項の次に次の5項を加える。

8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(三豊市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三豊市税条例等の一部を改正する条例（平成27年三豊市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の三豊市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」

という。) 附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例附則第10条の2第15項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第61号

専決処分の承認を求めることについて（三豊市国民健康保険税条例の一部改正）

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月10日提出

三豊市長 横山 忠始

## 専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成28年3月31日

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成 18 年三豊市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「5 2 万円」を「5 4 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「1 7 万円」を「1 9 万円」に改める。

第 2 3 条中「5 2 万円」を「5 4 万円」に、「1 7 万円」を「1 9 万円」に改め、同条第 2 号中「2 6 万円」を「2 6 万 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「4 7 万円」を「4 8 万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### （適用区分）

第 2 条 改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第62号

専決処分の承認を求めることについて（平成27年度三豊市病院事業会計補正予算（第2号））

平成27年度三豊市病院事業会計補正予算（第2号）を定めることにつき、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月10日提出

三豊市長 横山 忠始

## 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき平成 27 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

三豊市長 横山 忠始

平成27年度三豊市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成27年度三豊市の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成27年度三豊市の病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第2款 西香川病院事業費用	182,154千円	3,610千円	185,764千円
第1項 医業費用	170,548千円	3,610千円	174,158千円

平成28年3月31日専決

三豊市長 横山 忠始

平成27年度三豊市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画（西香川病院）

収 益 の 支 出

支出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
	2.	西香川病院事業費用	182,154	3,610	185,764	
	1.	医業費用	170,548	3,610	174,158	
		経費	82,032	3,610	85,642	

平成27年度三豊市病院事業会計補正予算（第2号）説明書（西香川病院）

収益の支出

支出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
	2.	西香川病院事業費用		182,154	3,610	185,764	
		1. 医業費用		170,548	3,610	174,158	
		経費		82,032	3,610	85,642	
			委託料	78,280	3,610	81,890	

議案第63号

平成28年度三豊市一般会計補正予算（第1号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度三豊市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成28年6月10日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 6 4 号

平成 2 8 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第65号

三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について

三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

第 3 条第 2 項第 2 号中「第 3 条に規定する対象となる子ども」を「第 2 条第 1 項に規定する乳幼児」に改める。

第 5 条第 1 項ただし書を削る。

第 6 条を次のように改める。

（支給の申請）

第 6 条 市長は、前条に定める支給すべき額を、当該受給対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、市長は、受給対象者が保険医療機関等に支給すべき額を支払った場合は、受給対象者の申請に基づいて支給するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法第 4 5 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

附 則

この条例は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

議案第66号

三豊市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

三豊市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

三豊市子ども医療費助成に関する条例（平成18年三豊市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第1条中「と治療」を「及び治療」に、「と福祉」を「及び福祉」に改める。

第2条第1項中「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「乳幼児（満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの者）及び児童生徒（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者のうち乳幼児以外のもの）」に改める。

第3条中「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子どもを除く。」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、対象となる子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、その保護者を助成の対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童生徒で、三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例（平成18年三豊市条例第116号）による医療費の助成を受けることができるもの
- (3) 児童生徒で、三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例（平成18年三豊市条例第129号）による医療費の助成を受けることができるもの

第4条中「附加給付等」を「付加給付等」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

議案第67号

三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正について

三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例（平成18年三豊市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

第3条第2項第2号中「第3条に規定する対象となる子ども」を「第2条第1項に規定する乳幼児」に改める。

第5条第3項を削る。

第6条を次のように改める。

（支給の方法）

第6条 市長は、前条に定める支給すべき額を、当該受給対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、市長は、受給対象者が保険医療機関等に支給すべき額を支払った場合は、受給対象者の申請に基づいて支給するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

議案第68号

三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市病院事業の設置等に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 245 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「三豊市立西香川病院（以下「西香川病院」という。）は、」を「市長は、病院事業において」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 7 月 1 日から施行する。

議案第69号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れることについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 買入物件   | 三豊市情報システム機器（別紙のとおり）                         |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                      |
| 3 買入価格   | 119,880,000円                                |
| 4 契約の相手方 | 香川県三豊市高瀬町下勝間670番地1<br>株式会社五星<br>代表取締役 武内 和俊 |

平成28年6月10日提出

三豊市長 横山 忠始

(議案第69号関係)

三豊市情報システム機器一覧

動産の種類	数量
仮想サーバ、バックアップサーバ等	6
各種サーバストレージ	2
ノートパソコン	142
デジタルサイネージ	1
プロジェクタ	5
カラー複合機	3
ネットワーク認証装置	2
センタースイッチ、スイッチングハブ等	22
その他セキュリティ等関連機器	一式

議案第70号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 三豊市立高瀬南部保育所 建築工事                              |
| 2 工事の場所  | 三豊市高瀬町下麻 地内                                   |
| 3 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 4 契約の金額  | 402,840,000円                                  |
| 5 契約の相手方 | 香川県三豊市高瀬町比地1389番地1<br>株式会社田中建設<br>代表取締役 田中 秀都 |

平成28年6月10日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 7 1 号

市道の路線変更について（浜北線）

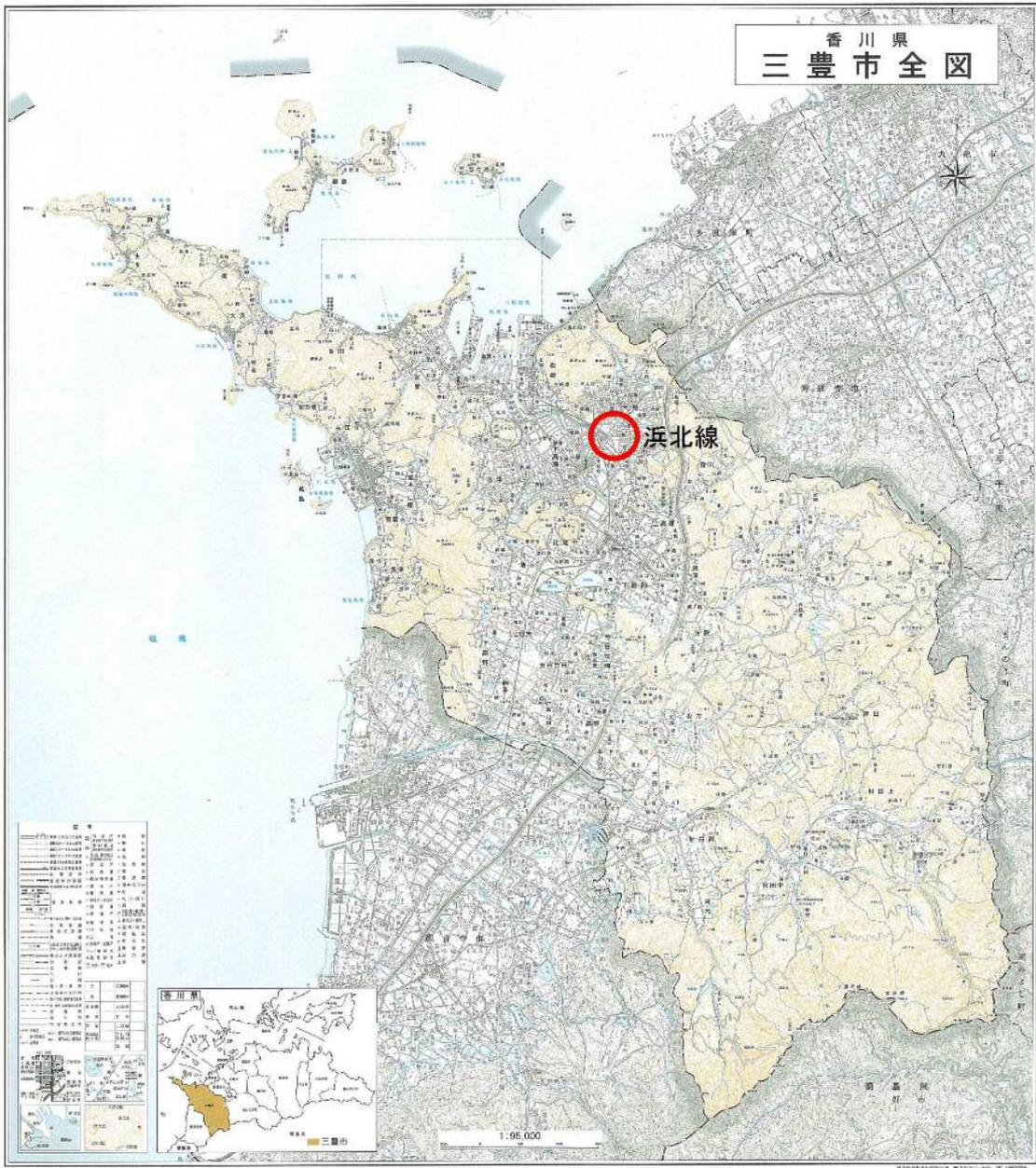
道路法第 1 0 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように変更することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日提出

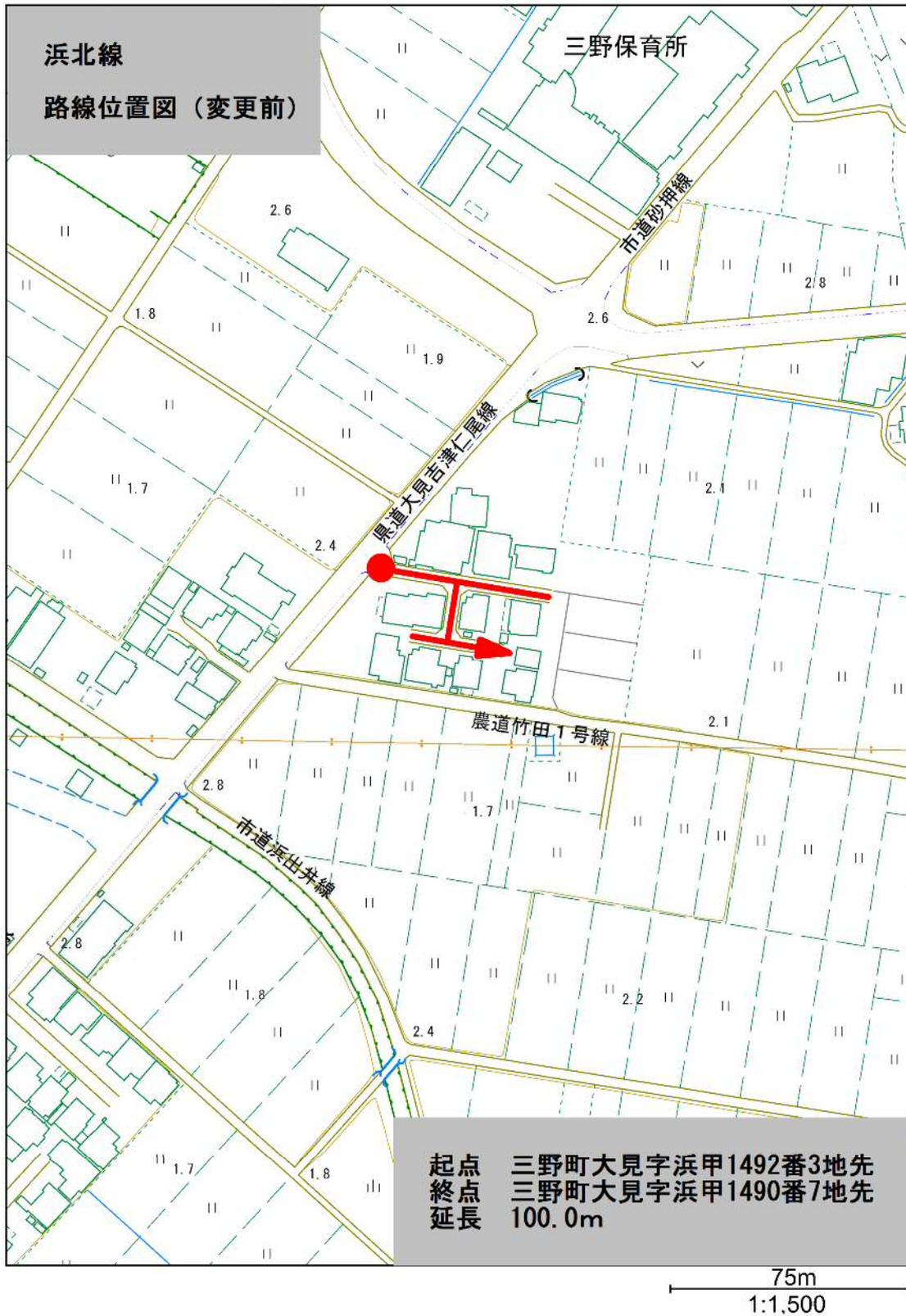
三豊市長 横山 忠始

路 線 名	区分	起 点 終 点	重要な 経過地
浜北線	変更前	三野町大見字浜甲 1492 番 3 地先 三野町大見字浜甲 1490 番 7 地先	
	変更後	三野町大見字浜甲 1492 番 3 地先 三野町大見字浜甲 1489 番 6 地先	

(議案第 7 1 号関係)



(議案第71号関係)





議案第 7 2 号

市道の路線変更について（仁尾峠 3 号線）

道路法第 1 0 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように変更することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日提出

三豊市長 横山 忠始

路 線 名	区分	起 点 終 点	重要な 経過地
仁尾峠 3 号線	変更前	三野町吉津字真平山丙 196 番 11 地先 三野町吉津字奥谷丙 156 番 9 地先	
	変更後	三野町吉津字真平山丙 196 番 11 地先 三野町吉津字奥谷丙 158 番 31 地先	

(議案第72号関係)



(議案第72号関係)



(議案第72号関係)



参考資料

平成 28 年第 2 回三豊市議会定例会  
提出議案(条例関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第59号関係 (行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について)	39
・議案第60号関係 (三豊市税条例等の一部改正について)	40
・議案第61号関係 (三豊市国民健康保険税条例の一部改正について)	44
・議案第65号関係 (三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について)	45
・議案第66号関係 (三豊市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について)	47
・議案第67号関係 (三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正について)	48
・議案第68号関係 (三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について)	50



【議案第 60 号関係】

三豊市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求 に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下この条において「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下この条において「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産</p> <p>_____について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p>

<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><b>5 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</b></p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p><b>8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</b></p> <p><b>9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</b></p> <p><b>10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</b></p> <p><b>11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</b></p> <p><b>12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</b></p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p><b>15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</b></p> <p>16 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用 <b>及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</b></p> <p>(6) 略</p> <p>9 略</p>	<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用 _____</p> <p>(6) 略</p> <p>9 略</p>
--	---

【第2条関係】 三豊市税条例等の一部を改正する条例(平成27年三豊市条例第28号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>	<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4～6 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例附則第5条第5項 同項
略		

8・9 略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第9項の 同項、第5項及び前項
略		
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
略		

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4～6 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第100条の2	第98条第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例附則第5条第5項 同項
略		

8・9 略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	第4項 から	第9項 、第5項及び
略		
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
略		

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	<u>第4項の</u> <u>同項から前項まで</u>	<u>第11項の</u> <u>同項、第5項及び前項</u>
略		
第7項の表 <u>第100条の2第1項</u> の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
略		

13 略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	<u>第4項の</u> <u>同項から前項まで</u>	<u>第13項の</u> <u>同項、第5項及び前項</u>
略		
第7項の表 <u>第100条の2第1項</u> の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
略		

略		
第7項の表以外の部分	<u>第4項</u> <u>から</u>	<u>第11項</u> <u>、第5項及び</u>
略		
第7項の表 <u>第100条の2</u> の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
略		

13 略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	<u>第4項</u> <u>から</u>	<u>第13項</u> <u>、第5項及び</u>
略		
第7項の表 <u>第100条の2</u> の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
略		

【議案第 61 号関係】

三豊市国民健康保険税条例(平成18年三豊市条例第69号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<b>54万円</b>を超える場合には、基礎課税額は、<b>54万円</b>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<b>19万円</b>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<b>19万円</b>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<b>54万円</b>を超える場合には、<b>54万円</b>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<b>19万円</b>を超える場合には、<b>19万円</b>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>26万5,000円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>48万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<b>52万円</b>を超える場合には、基礎課税額は、<b>52万円</b>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<b>17万円</b>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<b>17万円</b>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<b>52万円</b>を超える場合には、<b>52万円</b>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<b>17万円</b>を超える場合には、<b>17万円</b>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>26万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>47万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p>

【議案第 65 号関係】

三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第116号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「ひとり親等」とは、三豊市の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p><b>3 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。</b></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、ひとり親等であって、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療に関する給付を受けることができるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 三豊市子ども医療費助成に関する条例(平成18年三豊市条例第117号)<b>第2条第1項に規定する乳幼児</b>であって、同条例に規定する助成対象者が保護するもの</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(医療費の支給)</p> <p>第5条 市は、受給資格者(対象者であって前条第1項に規定する受給資格者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その受給資格者の疾病又は負傷について、医療保険各法その他の法令等の規定により医療に関する給付を受けた場合における当該医療に要した費用の額のうち、これらの法令等の規定によって受給資格者又は受給資格者に係る世帯主若しくは被保険者若しくは組合員が負担した額(医療保険各法の規定に基づき保険者等の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付に併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を受けることができる額を除く。)をひとり親家庭等医療費として支給する。 _____</p> <p>2 略</p> <p><b>(支給の申請)</b></p> <p><b>第6条 市長は、前条に定める支給すべき額を、当該受給対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、市長は、受給対象者が保険医療機関等に支給すべき額を支払った場合は、受給対象者の申請に基づいて支給するものとする。</b></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「ひとり親等」とは、三豊市の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、ひとり親等であって、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療に関する給付を受けることができるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 三豊市子ども医療費助成に関する条例(平成18年三豊市条例第117号)<b>第3条に規定する対象となる子ども</b>であって、同条例に規定する助成対象者が保護するもの</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(医療費の支給)</p> <p>第5条 市は、受給資格者(対象者であって前条第1項に規定する受給資格者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その受給資格者の疾病又は負傷について、医療保険各法その他の法令等の規定により医療に関する給付を受けた場合における当該医療に要した費用の額のうち、これらの法令等の規定によって受給資格者又は受給資格者に係る世帯主若しくは被保険者若しくは組合員が負担した額(医療保険各法の規定に基づき保険者等の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付に併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を受けることができる額を除く。)をひとり親家庭等医療費として支給する。<b>ただし、市の指定する医療機関等(以下「医療機関等」という。)において受給資格者が保険給付を受けた場合は、市は当該受給資格者が負担すべき額に相当する金額を、医療機関等の請求により、直接当該医療機関等に対し支給することができる。</b></p> <p>2 略</p> <p><b>(支給の申請)</b></p> <p><b>第6条 受給資格者及び医療機関等が前条第1項に規定するひとり親家庭等医療費等の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければなら<del>ない</del>。</b></p>

2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

【議案第 66 号関係】

三豊市子ども医療費助成に関する条例(平成18年三豊市条例第117号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの疾病の早期発見 <u>及び治療</u> を促進し、もって子どもの保健の向上 <u>及び福祉</u> の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>乳幼児(満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの者)及び児童生徒(満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者のうち乳幼児以外のもの)</u> をいう。</p> <p>2～6 略</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者であり、かつ、三豊市の区域に住所を有する子ども ( _____ 以下「対象となる子ども」という。)の保護者とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、対象となる子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、その保護者を助成の対象としない。</u></p> <p><u>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</u></p> <p><u>(2) 児童生徒で、三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第116号)による医療費の助成を受けることができるもの</u></p> <p><u>(3) 児童生徒で、三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第129号)による医療費の助成を受けることができるもの</u></p> <p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、前条に定める助成対象者に対し、対象となる子どもに係る一部負担金等(付加給付等)があるときは、その額を控除した額)を助成するものとする。ただし、市長の指定する医療機関等(以下「医療機関等」という。)における医療等について保険給付を受ける場合は、当該助成対象者が支払うべき一部負担金等に相当する金額を、医療機関等の請求により、直接当該医療機関等に助成することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの疾病の早期発見 <u>と治療</u> を促進し、もって子どもの保健の向上 <u>と福祉</u> の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> _____ をいう。</p> <p>2～6 略</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者であり、かつ、三豊市の区域に住所を有する子ども(<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子どもを除く。</u>)以下「対象となる子ども」という。)の保護者とする。</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、前条に定める助成対象者に対し、対象となる子どもに係る一部負担金等(附加給付等)があるときは、その額を控除した額)を助成するものとする。ただし、市長の指定する医療機関等(以下「医療機関等」という。)における医療等について保険給付を受ける場合は、当該助成対象者が支払うべき一部負担金等に相当する金額を、医療機関等の請求により、直接当該医療機関等に助成することができる。</p>

【議案第 67 号関係】

三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第129号) 一部改正 新旧  
対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者等」とは、三豊市の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、平成20年8月1日以後において新たに該当者となる者については、次の各号のいずれかに該当する者で当該各号に規定する身体障害者手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であるものに限る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><b>2 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。</b></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、重度心身障害者等であって、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療に関する給付を受けることができる者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 三豊市子ども医療費助成に関する条例(平成18年三豊市条例第117号)<b>第2条第1項に規定する乳幼児</b>であって同条例に規定する助成対象者が保護する者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(医療費の支給)</p> <p>第5条 市は、受給資格者(対象者であって前条第1項に規定する受給資格者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その受給資格者の疾病又は負傷について、医療保険各法その他の法令等の規定により医療に関する給付を受けた場合における当該医療に要した費用の額のうち、これらの法令等の規定によって受給資格者又は受給資格者に係る世帯主若しくは被保険者若しくは組合員が負担した額(医療保険各法の規定に基づき保険者等の規約、定款、運営規則等により、医療保険各法に規定する保険給付に併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を受けることができる額を除く。)を重度心身障害者等医療費として支給する。</p> <p>2 略</p> <p><b>(削除)</b></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者等」とは、三豊市の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、平成20年8月1日以後において新たに該当者となる者については、次の各号のいずれかに該当する者で当該各号に規定する身体障害者手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であるものに限る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、重度心身障害者等であって、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療に関する給付を受けることができる者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 三豊市子ども医療費助成に関する条例(平成18年三豊市条例第117号)<b>第3条に規定する対象となる子ども</b>であって同条例に規定する助成対象者が保護する者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(医療費の支給)</p> <p>第5条 市は、受給資格者(対象者であって前条第1項に規定する受給資格者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その受給資格者の疾病又は負傷について、医療保険各法その他の法令等の規定により医療に関する給付を受けた場合における当該医療に要した費用の額のうち、これらの法令等の規定によって受給資格者又は受給資格者に係る世帯主若しくは被保険者若しくは組合員が負担した額(医療保険各法の規定に基づき保険者等の規約、定款、運営規則等により、医療保険各法に規定する保険給付に併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を受けることができる額を除く。)を重度心身障害者等医療費として支給する。</p> <p>2 略</p> <p><b>3 第1項の規定にかかわらず、市は、受給資格者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する被保険者又は健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)に規定する高齢受給者証の交付を受けた者を除く。)が市の指定する医療機関等(以下「医療機関等」という。)において保険給付を受けた場合は、当該受給者が負担すべき額に相当する金額を、医療機関等の請求により、直接医療機関等に対し、支給することができる。</b></p>

(支給の方法)

第6条 市長は、前条に定める支給すべき額を、当該受給対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、市長は、受給対象者が保険医療機関等に支給すべき額を支払った場合は、受給対象者の申請に基づいて支給するものとする。

2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(支給の申請)

第6条 受給資格者が前条第1項に規定する重度心身障害者等医療費の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

【議案第 68 号関係】

三豊市病院事業の設置等に関する条例(平成18年三豊市条例第245号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(介護事業)</p> <p>第4条 <u>市長は、病院事業において</u> <u>介護保険法(平成9年法律第123号)により指定を受けた</u> <u>介護サービスを行うものとする。</u></p>	<p>(介護事業)</p> <p>第4条 <u>三豊市立西香川病院(以下「西香川病院」という。)</u> <u>は、介護保険法(平成9年法律第123号)により指定を受けた</u> <u>介護サービスを行うものとする。</u></p>